

令和6年1月31日

新潟市長

中原 八一 様

新潟市国民健康保険運営協議会

会 長 山崎 光子



新潟市国民健康保険料率の検討について（答申）

令和5年12月26日付け、新保第2000号により諮問のありました事項について、当協議会において慎重な審議を行いました。

その結果について別添のとおり答申します。

記

- 1 適正な国民健康保険料率のあり方について
- 2 保険料賦課限度額について

## 新潟市国民健康保険料率の検討について

### 1 はじめに

新潟市国民健康保険運営協議会は、令和5年12月26日に市長から諮問を受けた新潟市国民健康保険料率等の検討について、慎重な審議を行った。

### 2 審議結果

#### (1) 適正な国民健康保険料率のあり方について

本市の国民健康保険事業会計は、令和6年度における納付金が前年度に比べ増加し、加入者数の減少や医療費の増加等から、約1億8千万円の収支不足が見込まれている。

収支不足については、本来、保険料で賄うべきものである。

しかしながら、加入者の所得状況は一部に好転の兆しが見られるものの、長引く物価高や社会・経済の見通しが不透明である状況を考慮すると、国民健康保険事業財政調整基金の活用により、保険料率は据え置くことが望ましいと考える。

一方で、一人当たり医療給付費の増加が見込まれる中、今後もより一層、加入者の健康づくりに努め、医療費の適正化に向けた取組みを望む。

#### (2) 保険料賦課限度額について

国の改正と同様に、後期高齢者支援金分の保険料賦課限度額を22万円から24万円に引き上げることを妥当と考える。